

カリキュラム等の
改善に係る提案

坂 本 構 成 員

ご提出資料

専門基礎分野並びに専門分野に関する教員要件について

1. はじめに

現行の教員要件は認定規則（第2条及び第5条関係）別表第2及び指導要領に定められている。

このうち、別表第2の専門基礎分野三ならびに専門分野の三に規定される、厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者（以下養成機関*）、指導要領6教員に関する事項（3）ウならびに（4）アに規定される、文部科学大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者については、あはき学校養成施設を卒業後、最短2年で教員資格を得ることとなっている。

今回のあはき学校養成施設カリキュラム改善検討会における改善の趣旨から専門基礎分野の臨床科目や専門分野を教授する者は、一定の臨床能力を有する事が求められることから一定期間の臨床実務経験やそれと同等以上の要件を担保する必要がある。

2. 現状の養成機関*での教育内容

現在の養成機関では、以下に示すような臨床実習720時間以上と臨床科目の座学を630時間以上を行っている。

現在の臨床実習例（某東京の養成機関の場合）

有資格者のため保健所登録を行い、受付を含め施術所運営（平日：13時～15時）を学生が主体となって行なっている。施術者は毎週約7名の患者を担当し、各自がマンツーマンで鍼灸臨床を行なっている。この点が、卒前教育の臨床実習と大きな違いである。また、学生の施術は、スーパーバイザーが必ず指導監督下で行っている。スーパーバイザーには、各治療スタイルに応じたエキスパート（臨床経験10年以上で鍼灸に関する研究業績を有する者）が任用されているため様々な技術を効率よく習得することが可能となっている。この点は市中の施術所勤務では必ずしもなし得ない事項である。

施術所の概況は以下の通りであり、多種多様な愁訴に対し様々な治療スタイルで鍼灸臨床を実践することで、勤務における鍼灸臨床と遜色のない臨床経験を積むことが可能である。

（1）概況

- 1) 治療日数：197日
- 2) 患者実数：193人（新患：70人）
- 3) のべ患者数：6306人
- 4) 1日平均：32名

（2）主訴・受療目的について

上位10項目と割合

1. 腰痛（22%）
2. 肩こり（15%）
3. 下肢痛（9%）
4. 膝痛（8%）
5. 背部痛（6%）
6. 上肢痛（4%）
7. 眼精疲労（4%）
8. 頸肩腕痛（4%）
9. 耳鳴り・難聴（4%）
10. 頭痛（3%）

その他（21%）

不眠、むくみ、リウマチ、手指の腫れ、胃腸障害、頻尿、冷え、捻挫の後遺症、生理不順、月経困難症、線維筋痛症、しびれ、ふるえ、認知症、喘息、副鼻腔炎、めまい、倦怠感、顔面神経麻痺 など

3. 教員の臨床能力をどのように担保するか

- ①臨床実務経験を一定期間以上必要とすること
- ②①の実務経験を証明できること
- ③①の実務経験で得られた内容を証明するため一定数以上の症例報告と臨床能力評価を受けることなどが考えられる。

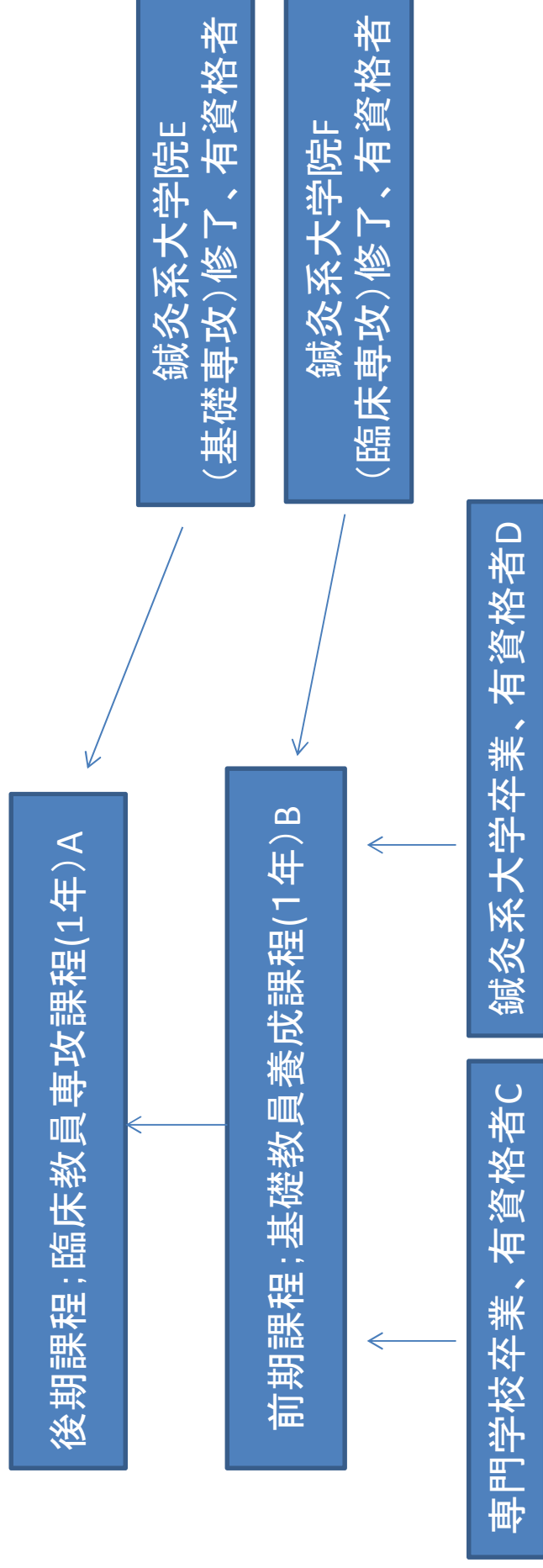
①の要件を3年以上と規定した場合、現状の養成機関、大学院修士課程より1年以上経験年数が必要となるため、現行の教員要件に何らかの負荷要件を加えなければならない。

4. 提案：現行の養成機関の課程の見直し

別添の**新たな教員養成機関の課程**（フロー図）のような課程の見直しを図ってはどうか。

基本的な考え方として、現行の教員養成機関の学習内容を充実させることとする。特に臨床教育の増加（とりわけ患者対象実習を増やすこと）とその評価を義務づけることで3年以上の実務経験と同等の能力を担保する。また、前期課程と後期課程との2段階の課程となるため単位制とし、それぞれの課程に編入することを可能とする。

新たな養成機関の課程1



新たな養成機関の課程2

○専門基礎分野を教授する場合

- ①養成機関前期課程後期課程の両者を修了している場合
- ②鍼灸系大学院臨床専攻Fの者が前期課程を修了した場合
- ③鍼灸系大学院基礎専攻Eの者は専攻する分野のみ教授できる

○専門分野を教授する場合

- ①養成機関前期課程後期課程の両者を修了している場合
- ②鍼灸系大学院基礎専攻Eの者が後期課程を修了した場合
- ③鍼灸系大学院臨床専攻Fの者

ただし、条件に経験症例数30以上、経験のべ患者数200以上及び異なる疾患の2症例の症例報告(1症例報告に準じた症例報告、論文形式)を必須とする。また、学科試験(Computer Based Testing: CBT)や実技試験(Advanced OSCE)を必須とする。